

# さくらエール

## “地域お助け隊”

桜岡地区限定

**地域の住民同士の助け合う仕組みになります。**

～有志の皆様による活動～

手伝ってほしい、困ったことがありましたら!!

例えば・・・

草むしり、物の移動、庭の手入れ、ゴミ捨て、除雪  
などのお助け、お手伝いをさせていただきます。

お願いしたい時は、下記の間い合わせ先のどなたか  
にご連絡下さい!

困った時は、お互い様!! (^~^♪)

申し込み後、実施日等について、協力員さんから連絡が来ます!  
調整等に時間を頂戴することがありますのでご了承ください。

援助内容・FAX申し込みについては、裏面にてご確認ください。

間い合わせ・申し込み先 (1, 2のどちらかにご連絡ください)

### 1, 地域の窓口

- 後藤 依子さん: 電話番号
- 谷川 秀一さん: 電話番号
- 村瀬 節盛さん: 電話番号
- 遠藤 正雄さん: 電話番号

どなたでも対応  
出来ますので、  
まずは、ご連絡  
ください!!

または、各町内会長さんへ

### 2, 東旭川・千代田地域包括支援センター (東旭川支所1階)

電話番号 / 36-5577 FAX / 74-7220

営業日 / 月～金 9:00～18:00 (土日・祝休み)

# 地域お助け隊 お手伝い内容

下記が行えるボランティア活動  
(金額は、およその目安です)

## 【除草・草刈り】

- ◎手作業 500円/ 30分
- ◎機械作業 1500円/ 1時間

## 【除雪】

- ◎手作業 500円/ 30分
- ◎機械作業 3000円/ 1時間

## 【庭・畑おこし】

- ◎手作業 500円/ 30分
- ◎機械作業 1500円/ 1時間
- ◎トラクター 3000円/ 1時間

## 【ゴミ捨て】 1回/100円

(協力員が近くにいない場合要相談)

【お話相手】 無料

【見守り】 無料

## 【花植え】

- ◎手作業 300円/30分

## 【冬囲い】

- ◎手作業 500円/30分

## 【その他の作業】

- ◎高い所の作業 (電球の取替等)
- ◎重いものや大きい物を運ぶ
- ◎納屋の整理や片付け
- ◎簡単な修繕・修理  
などなど

目安として

300~500円/30分

## FAXでの申し込み用紙

名前

連絡先

☆希望される活動内容をご記入ください。

# さくらエール

## “地域お助け隊” (桜岡限定)

### ☆協力員 いつでも募集☆

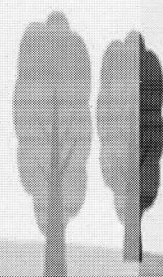
皆様の特技・技術を地域の困りごとに、  
役立ててみませんか？(^^)/

\*年齢・性別は問いません。

いつまでも元気でいたい！  
健康でいるためにも活動したい！  
地域の役に立ちたい！  
できることがあれば何かしたい！

協力員に興味のある方・なりたい方は、東旭  
川・千代田地域包括支援センターまで、電話か  
FAXにてご連絡下さい！

- 電話番号 36-5577
- FAX 74-7220



# さくらエール“地域お助け隊”

協力員となり、これならできる！都合がつけばできるかな？といった項目がありましたら、○をつけて下さい！(^)/

【除草・草刈り】 ◎手作業		【除雪】 ◎手作業	
◎機械作業		◎機械作業	
【庭・畑おこし】 ◎手作業		【花植え】 ◎手作業	
◎機械作業			
【冬囲い】 ◎手作業		【高い所の作業 (電球の取替等)】	
【重いものや 大きい物を運ぶ】		【納屋の整理 や片付け】	
【簡単な修繕・修理】		【ゴミ捨て】	
【お話相手】		【見守り】	
【その他でお手伝い できること】			

ご協力いただける方へ、下記のご記入して頂き、  
電話かFAXで返信お願い致します。

名前

電話番号

様式第3号（第8条関係）

地域まちづくり推進事業に関する協定書

さくらエール実行委員会（以下「負担金事業者」という。）と旭川市（以下「市」という。）は、地域まちづくり推進事業（行政提案事業）の実施に当たり、旭川市地域まちづくり推進事業負担金交付要綱（以下「負担金要綱」という。）第8条の規定により、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、負担金要綱に基づいて実施する「さくらエール事業」（以下「協働事業」という。）について、負担金事業者と市が互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに協働で事業を進めるために必要な事項を定める。

（協働事業の実施計画）

第2条 協働事業の目的及び内容、事業スケジュール及び役割分担等の実施計画については、負担金要綱第6条により作成した別紙「地域まちづくり推進事業実施計画書（様式第1号-2）」（以下「実施計画書」という。）のとおりとする。

（役割分担及び責任分担等）

第3条 負担金事業者と市は、実施計画書による役割分担に基づき、それぞれの責任において協働事業に取り組むものとする。

2 協働事業の実施に伴い、事故、第三者への損害等が生じたときは、負担金事業者と市が協議の上処理するものとし、この場合において負担金事業者と市は相互に誠意を持って解決のための適切な措置を講じるものとする。

（事業期間）

第4条 事業期間は、この協定の締結日から当該年度の3月31日までの期間内の事業完了日までとする。

（協議等）

第5条 負担金事業者と市は、事業の実施等に関し適宜連絡や協議を行い、相互理解の促進と協働事業の効果的な推進に努めるものとする。

（経費）

第6条 協働事業に要する経費は、負担金要綱第6条により作成した別紙「収支予算書（様

式第1号-3)」によるものとする。

2 予算の執行については、負担金事業者が適正に行うものとし、市は、負担金要綱その他の法令等に基づき、負担金事業者に対し負担金を支払うものとする。

(成果の帰属)

第7条 協働事業により得られた成果は、負担金事業者と市の双方に帰属するものとする。ただし、負担金事業者と市の協議により帰属先を定めたものについてはこの限りではない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、第4条の規定を準用する。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、負担金事業者と市は速やかに誠意を持って協議を行い、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年 月 日

所在地 旭川市東旭川町桜岡12番地  
名称 さくらエール実行委員会  
代表者名 後藤 依子 印

旭川市  
旭川市長 印

地域まちづくり推進事業実施計画書

1 事業実施者	団 体 名	さくらエール実行委員会	
2 募集区分	<input type="checkbox"/> <u>子どもの居場所づくり事業 (子育て支援部子育て支援課)</u> <input checked="" type="checkbox"/> <u>地域お助け隊事業 (福祉保険部長寿社会課)</u>		
3 事業の名称	さくらエール事業		
4 事業の目的	<p>桜岡地区は人口の約2人に1人が65歳以上であり高齢者のみの世帯が増加している現状がある。また、農村地区であることから個人宅の敷地が広いこと、加齢や病気等に伴い除雪やごみ出しなどの負担は非常に大きくなり、住み慣れた地域での生活を継続する上で大きな課題の一つと言える。</p> <p>そうした現状があることから、本事業の活動によって住み慣れた地域での生活を支えとともに、住民同士のつながりの構築及び「お互いさま」に助け合う意識の向上を目指す。</p>		
5 事業内容	<p>高齢や病気であるため体力に不安を抱えていたり、身近に頼れる家族がいないといった世帯を対象に、自宅の敷地内の除雪や草刈り、庭・畑おこし、ごみ出し、花植え、冬囲い、お話し相手・見守りなどの活動を同地区の地域住民により有償で実施する。</p> <p>活動に関する課題等について、定期的に活動者間で意見交換を行う。また、活動状況について関係機関と共有し、必要に応じて連携を図る。</p>		
6 事業期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで		
7 役割分担	内 容	団 体	市
	①事業立ち上げ、活動実施に向けた企画検討	○	
	②事業立ち上げ、活動実施に関する助言		○
	③事業周知を目的とした印刷物の作成及び周知発信	○	
	④支援を必要とする世帯の把握及び活動調整	○	
	⑤活動の実施状況に係る情報共有の場の開催	○	
	⑥事業の取組、実施結果等の周知・PR	○	○
⑦事業報告の作成	○		

## 収 支 予 算 書

事業の名称	さくらエール事業
団体名	さくらエール実行委員会

1 収入の部 (単位：円)

科 目	金 額	収入内訳
負担金	100,000	旭川市地域まちづくり推進事業負担金 100,000円
合 計	100,000	

2 支出の部 (単位：円)

科 目	金 額	左のうち 負担金対象経費	支出内訳
消耗品費	30,000円	30,000円	・草刈り機用刃@3,000円×10枚=30,000円
印刷費	900円	900円	・チラシ印刷・用紙代(両面2色刷り) @3円×300枚=900円
事務費	69,100円	69,100円	・活動PR用グッズ製作費=50,000円 ・その他備品代=19,100円
合 計	100,000円	100,000円	



## さくらエール実行委員会 規約

### (名称)

第1条 本会は、「さくらエール実行委員会」（以下「会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 会は、桜岡地区市民委員会（以下「地区」という。）の所管区域において、高齢化が進んでも安心して暮らし続けられる地域づくりを目指し、近隣住民による助け合い活動の企画・実践を推進する。特に高齢者の独居世帯など孤立しやすい世帯との繋がりづくりに重点を置き、困りごとの早期発見や、住民同士がお互いさまの関係で支えあえる仕組みづくりを進めることを目的とする。

### (事業)

第3条 会は、前条の目的を達成するための事業を実施する。

### (組織)

第4条 会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 会の会長から指名を受けた者
- (2) 会により特に参加を認められた者

### (役員を選任)

第5条 会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 会計 1名以上
- (4) 監査 1名以上
- (5) 上記(1)から(4)の役員のほか、必要に応じて別途役員を置くことができる。

2 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、委員の互選により選出する。
- (2) 副会長及びその他の会長以外の役員は、会長の指名により選任する。

### (役員職務)

第6条 会長は、会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、会の会計を担当する。
- 4 監査は、会の会計を監査する。
- 5 第5条第1項により設置された役員の職務は、会長が別途定める。

(役員任期)

第7条 役員任期は、選任の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は、実行委員会及び役員会とする。

2 会議は、会長が招集する。

3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ないときは、委任状または会長が認める代理の者により出席に代えることができる。

4 会議の進行は、会長が務める。

5 議事の決定は、出席総数の過半数をもって成立する。

6 会は、規約、事業計画、予算、事業報告、決算その他重要な事項を審議決定する。

7 会のほか、必要な事項を協議決定するため、随時、役員会を開くことができる。

(経費)

第9条 会の運営に要する経費は、負担金、助成金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日又は当該年度の事業完了の日までとする。

(事務所)

第11条 会の事務所は、会長宅に置く。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

2 会の初年度の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、会の設立した日から翌年の3月31日又は当該年度の事業完了の日までとする。